

令和**8**年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費(既築住宅のZEH+改修実証支援事業)

**ZEHビルダー/プランナー登録(フェーズ3)**

# 公募要領

令和8年4月



ゼロエネルギーで、暮らそう。



## ZEHビルダー/プランナー登録を申請される皆様へ

- ZEHビルダー/プランナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。
- その内容に偽りがあることがZEHビルダー/プランナー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な申請をしてください。
- **不正をしたことが明らかになった場合は、当該ZEHビルダー/プランナーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取消しや既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。**
- なお、登録されたZEHビルダー/プランナーが関わる補助事業で補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー（施工者・設計者・販売者）との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をS I Iが保証するものではありません。
- 万一、**上記に関する紛争が起きてもS I Iは関与しません。**

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

# 目次

<b>1. はじめに</b>	<b>P. 4</b>	<b>4. ZEHビルダー/プランナー登録申請</b>	<b>P. 24</b>
1-1. 事業趣旨	P. 5	4-1. ZEHビルダー/プランナー登録申請の 公募～公表	P. 25
1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義・基準 について	P. 6	<b>5. ZEHビルダー/プランナー継続登録</b>	<b>P. 28</b>
1-3. 戸建住宅におけるGX ZEHの 定義・基準について	P. 7	5-1. ZEHビルダー/プランナー継続登録	P. 29
1-4. 既存戸建住宅におけるZEH+改修の 定義・基準について	P. 9	5-2. ZEHビルダー/プランナー継続登録の 公募～公表	P. 29
<b>2. ZEHビルダー/プランナー登録 (フェーズ3)</b>	<b>P. 10</b>	5-3. ZEH普及目標とZEH普及実績の公表資料	P. 31
2-1. ZEHビルダー/プランナー登録 (フェーズ3)について	P. 11	<b>6. 注意事項</b>	<b>P. 32</b>
2-2. ZEH普及実績に対する評価について	P. 12	6-1. 注意事項	P. 33
<b>3. ZEHビルダー/プランナー登録公募</b>	<b>P. 13</b>	6-2. 個人情報の取得と利用について	P. 34
3-1. ZEHビルダー/プランナーとは	P. 14	<b>7. 本年度の補助事業に係る情報</b>	<b>P. 36</b>
3-2. ZEHビルダー/プランナーの役割	P. 14	7-1. ZEHビルダー/プランナーに対する 採択目安数	P. 37
3-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件	P. 16	<b>8. 関連情報</b>	<b>P. 38</b>
3-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分	P. 17	8-1. ZEHビルダー・マーク、 ZEHプランナー・マークについて	P. 39
3-5. ZEHビルダー/プランナー登録に 必要な情報	P. 19	8-2. ZEHマークについて	P. 41
3-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の 実績報告	P. 23	<b>9. よくあるご質問</b>	<b>P. 42</b>

# 1. はじめに

1-1. 事業趣旨

1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義・基準について

1-3. 戸建住宅におけるGX ZEHの定義・基準について

1-4. 既存戸建住宅におけるZEH+改修の定義・基準について

## 1-1. 事業趣旨

2020年10月に**2050年カーボンニュートラル実現**を目指すことが宣言され、実現に向けて様々な取り組みが進められている。

2021年には2030年度温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減することが表明され、同年には第6次エネルギー基本計画が閣議決定されたことにより、野心的な目標に向けた具体的な取り組みが加速されている。

昨年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においても、引き続き2050年ストック平均でのZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に向けた施策の方向性が示されており、これに至る2030年度以降に新設される住宅・建築物のZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すことが確認された。

昨年4月には、原則全ての新築住宅・非住宅建築物について省エネ基準適合が義務化され、規制面での住宅・建築物の省エネルギー性能は着実に上げが進められている。

また、昨年9月にはGX ZEHの定義が公表され、2027年度から認証が開始されることとなっており、2030年度に向けて、省エネルギー性能の強化と自家消費の拡大に向けた性能の深掘りも進められている。

2050年目標に関しては、新築住宅に留まらず既存住宅の省エネ性能の底上げによりストック平均を向上することが政策目標達成の前提条件となるため、既存住宅の改修においても推進していく必要がある。

**ZEHビルダー/プランナー登録制度においては、2026年度から2030年度をフェーズ3として、ZEHの深掘り及びZEH普及に取り組むプレイヤーの拡大とその支援の充実を目指し、ひいては2030年度家庭部門排出量削減目標の達成、並びに2050年カーボンニュートラルに向けた政府目標の達成に寄与することを目指す。**

- ◆ 「エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/)
- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。  
<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>
- ◆ 「ZEHの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。  
[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/general/housing/index03.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html)

## 1. はじめに

## 1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義・基準について

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に 応じて、特定の地域に目指すべき水準を 設定している。)	
	外皮基準 (U <sub>A</sub> 値) ※1			一次エネルギー消費量 削減率※3※6			その他要件・備考
	地域区分			省エネ のみ※4	再エネ等 含む※2		
	1・2	3	4～7				
「ZEH」 ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100%以上	・ 再生可能エネルギーを導入（容量不問。 全量売電を除く。）すること。	—
「ZEH+」	断熱等性能等級6以上			30%以上	〃	・ 上記に加え、①②※5のうち1項目以上 を満たす。	—
Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ	〃	〃	〃	20%以上	75%以上 100%未満	・ 再生可能エネルギーを導入（容量不問。 全量売電を除く。）すること。	・ 寒冷地（地域区分1または2地域） ・ 低日射地域（日射区分A1またはA2地域） ・ 多雪地域
Nearly ZEH+	断熱等性能等級6以上			30%以上	〃	・ 上記に加え、①②※5のうち1項目以上 を満たす。	—
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド	〃	〃	〃	20%以上	—	・ 下表の対象地域に該当 ・ 再生可能エネルギー未導入も可。	下表の対象地域が該当
ZEH Oriented対象地域 (右記のいずれかの地域に該当する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市部狭小地等（北側斜線制限の対象となる用途地域等（第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域）であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く）</li> <li>・ 多雪地域（建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域）</li> </ul>						

出典：ZEHフォローアップ委員会「ZEHの普及促進に向けた今後の検討の方向性について」

※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準（ $\eta$ AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、U<sub>A</sub>値1・2地域：0.4 W/m<sup>2</sup>K以下、3地域：0.5 W/m<sup>2</sup>K以下、4～7地域：0.6 W/m<sup>2</sup>K以下とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（ただし余剰売電分に限る。）

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明（その他の一次エネルギー消費量は除く））、共用部は非住宅計算法（暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機（その他の一次エネルギー消費量は除く））とする。

※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※5 ZEH+の追加要件は、次の2要素のうち1つ以上。

- 再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置：太陽光発電設備等により発電した電力の蓄電を可能とする設備又は日中に余剰電力を活用する機器を設置することや、太陽熱を活用した、機器を設置することにより、再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置を講じていること。具体的な措置例は以下のとおり。
  - ・ おひさまエコキュート
  - ・ 蓄電池（ただし、初期実効容量5 kWh 以上のものに限る）
  - ・ 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）の充電設備（住宅との間において充電が可能となる設備を含む。また、分電盤において所要の容量を確保し、及び漏電ブレーカーの設置等の所要の措置を講じることを含むこと）
  - ・ 太陽熱利用システム又はPVTシステム（ただし、いずれも強制循環式であって一定の機能要件を満たすものに限る）
- 高度エネルギーマネジメント：HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、住宅内の暖冷房、給湯設備等を制御可能であること。将来的には、上記に加えて、蓄電池やダイヤモンドリスポンス（DR Demand Response）機能を搭載した家電製品等と連携することにより、DRやバーチャルパワープラント（Virtual Power Plant）に参加可能することが期待される。

※6 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。

## 1 - 3. 戸建住宅におけるGX ZEHの定義・基準について

本公募要領で、GX ZEH+、GX ZEH、Nearly GX ZEH、GX ZEH Oriented（以下「GX ZEHシリーズ」という。）とするのは、経済産業省が2027年4月以降に適用予定の以下の基準に相当する住宅を指します。

### <GX ZEH+>

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 外皮性能は、断熱等性能等級6における $U_A$ 値[W/m<sup>2</sup>K]及び $\eta$ AC値[-]の基準を満たす
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から115%以上の一次エネルギー消費量削減

### <GX ZEH>

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 外皮性能は、断熱等性能等級6における $U_A$ 値[W/m<sup>2</sup>K]及び $\eta$ AC値[-]の基準を満たす
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上115%未満の一次エネルギー消費量削減

### <Nearly GX ZEH>

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 外皮性能は、断熱等性能等級6における $U_A$ 値[W/m<sup>2</sup>K]及び $\eta$ AC値[-]の基準を満たす
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入
- ④ 再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

### <GX ZEH Oriented>（多雪地域・都市部狭小地<sup>※1※2</sup>に建築された住宅に限る）

以下の①及び②のいずれにも適合した住宅

- ① 外皮性能は、断熱等性能等級6における $U_A$ 値[W/m<sup>2</sup>K]及び $\eta$ AC値[-]の基準を満たす
- ② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上の一次エネルギー消費量削減

※1 多雪地域とは、建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域。

※2 都市部狭小地とは、北側斜線制限の対象となる用途地域等（第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域）であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。

### <共通事項>

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。また、計算方法は、平成28年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー等によるエネルギー供給量の対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。ただし、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

### <設備要件>

高度エネルギーマネジメント：戸建住宅を対象に、高度エネルギーマネジメントの導入を必須要件とする。

- エネルギー計測装置（HEMS）により、再生可能エネルギーの発電量等を把握した上で、住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること
- 蓄電池の充電量・放電量を制御できること。（GX ZEH Orientedを除く。）

定置用蓄電池<sup>※3</sup>：GX ZEH+、GX ZEH、Nearly GX ZEHとなる戸建住宅を対象に、定置用蓄電池の導入を必須要件とする。

※3 高度エネルギーマネジメントによって蓄電池の充電量・放電量が制御できること。

- ◆ 「GX ZEH・GX ZEH-M 定義<戸建住宅・集合住宅>」（経済産業省）  
(<https://www.meti.go.jp/press/2025/09/20250926002/20250926002.html>) より引用

## 1 - 4. 既存戸建住宅におけるZ E H + 改修の定義・基準について

本公募要領で、既存戸建住宅の改修工事についてZ E H + 改修とするのは、経済産業省による令和8年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費のうち、既築住宅のZ E H + 改修実証支援事業※（以下「令和8年度 既築住宅のZ E H + 改修実証支援事業」という。）において定める以下の基準に相当する住宅を指します。

- ① 改修後の住宅がB E I※ $\leq 0.7$ を満たすこと。  
（設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。）
- ② 改修後の住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた断熱等性能等級6以上の外皮平均熱貫流率（ $U_A$ 値）及び冷房期の平均日射熱取得率（ $\eta_{AC}$ 値）を満たすこと。

※ 建築物の省エネ性能を評価する指標のことです。設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値となります。  
エネルギー消費性能プログラム（W E Bプログラム）で計算することができます。

## 2. ZEHビルダー/プランナー登録 (フェーズ3)

- 2-1. ZEHビルダー/プランナー登録 (フェーズ3) について
- 2-2. ZEH普及実績に対する評価について

## 2-1. ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）について

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）への登録は令和7年度において実施していたZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）への登録の有無で登録方法及び受付期間が異なります。

<登録方法について>

- ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）未登録の事業者は新たにIDを取得して登録申請を行ってください。
- ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）に登録のある事業者は、2025年度の実績報告をする際に、ZEHビルダー/プランナー継続登録（以下「継続登録」という。）の手続きを行う必要があるため取得済みのZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）ID\*を使用する必要があります。

※継続登録の対象事業者は、新規IDを取得できません。令和7年度に使用したIDを継続して使用してください。

登録方法	対象事業者	新規ID取得	受付期間	参照ページ
登録申請	ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）未登録	○	開始 2026年4月13日（月） 締切 2027年1月22日（金）17時	P24 ～P27
継続登録	ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）登録あり	× R7年度で使用したIDを継続して使用してください。	開始 2026年4月13日（月） 締切 2026年6月26日（金）17時	P28 ～P31

## 2-2. ZEH普及実績に対する評価について

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）では、登録されたZEHビルダー/プランナーの実績報告に基づいて、2026年度の実績より以下に示す①～④+⑤～⑥の項目を満たした段階に応じて最大6つ星の評価を、選択している住宅の種別に応じて、新築戸建住宅・既存戸建住宅の改修のそれぞれで行う予定です\*。

評価項目		
①	前年度のZEHビルダー/プランナー実績報告を行いかつ、2030年度のZEH普及目標と2025年度から前年度までのZEH普及実績を表示していること。	★
②	前年度に受注した住宅の25%以上がZEHとなっていること。	★★
③	前年度に受注した住宅の50%以上がZEHとなっていること。	★★★
④	前年度に受注した住宅の75%以上がZEHとなっていること。	★★★★
⑤	前年度に受注した住宅の25%以上がGX ZEHシリーズとなっていること。	+ ☆
⑥	前年度に受注した住宅の50%以上がGX ZEHシリーズとなっていること。	+ ☆☆

\* 2025年度の実績に対しては評価は実施されません。

# 3. ZEHビルダー/プランナー登録公募

- 3-1. ZEHビルダー/プランナーとは
- 3-2. ZEHビルダー/プランナーの役割
- 3-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件
- 3-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分
- 3-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報
- 3-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告

## 3-1. ZEHビルダー/プランナーとは

事業趣旨（P5参照）に基づき、自社が受注する戸建住宅（新築注文戸建住宅、新築建売戸建住宅、既存改修）のうち『ZEH』、Nearly ZEH及びZEH Oriented（以下「ZEH」という。）の普及について定められた事業目標（以下「ZEH普及目標」という。）を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー/プランナー」と定め、公募します。

SIIは、登録されたZEHビルダー/プランナーをSIIのホームページ（以下「ZEH Web」という。）で公表します。

政府は、登録されたZEHビルダー/プランナーの情報を基にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

## 3-2. ZEHビルダー/プランナーの役割

ZEHビルダー/プランナーは、自社がZEH普及を推進する住宅の種別（「新築戸建住宅」／「既存改修」のいずれか又は両方）を選択の上で選択した種別に対して、それぞれ以下に定める2030年度のZEH普及目標と、2025年度のZEH普及実績（割合）を自社のホームページなどで公表して、これの実現に努めてください。

### 新築戸建住宅

2030年度のZEH普及目標として以下のいずれか又は両方を満たすZEH普及目標を設定すること

- 90%以上
- 2025年度実績+30%以上※

※30ポイント以上

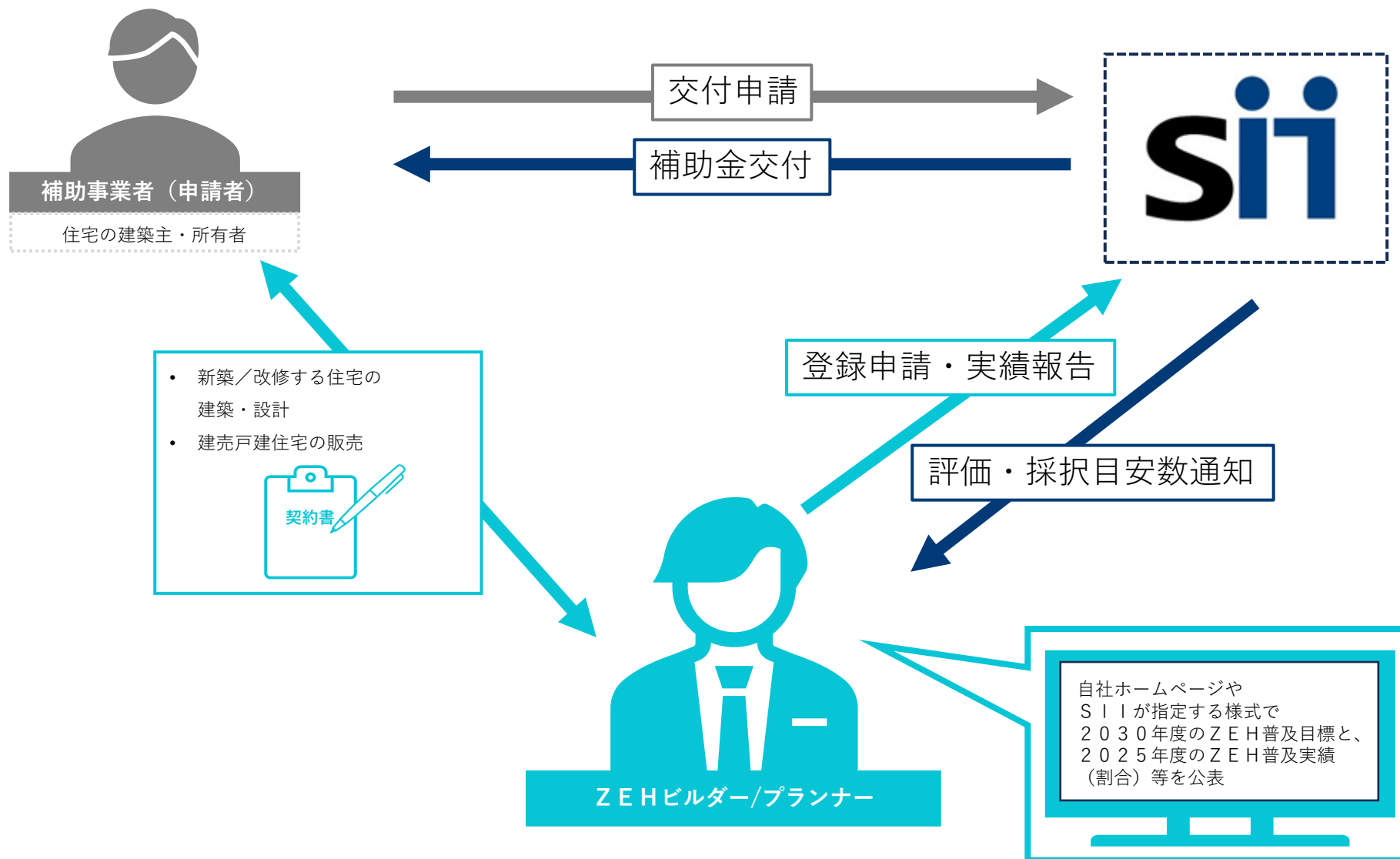
### 既存改修

2030年度のZEH普及目標を設定すること

ZEHビルダー/プランナーは令和8年度 既築住宅のZEH+改修実証支援事業と、環境省による令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）のうち、新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援事業※（以下「令和8年度 ZEH支援事業」という。）のZEHの設計や建築・改修工事及び新築建売戸建住宅を受注する立場となります。

※SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが関与（建築、設計又は販売）する住宅であることが申請の要件となります。

## ZEHビルダー/プランナーの役割と補助事業者（申請者）との関係



### 3-3. ZEHビルダー/プランナー登録の要件

ZEHビルダー/プランナーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

No	要件
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ZEH普及を推進する住宅の種別（「新築戸建住宅」／「既存改修」のいずれか又は両方）を選択の上で、選択した住宅の種別に対して、それぞれ以下に定める2030年度のZEH普及目標（P14参照）を有していること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新築戸建住宅について、<b>90%以上</b>又は、<b>2025年度のZEH普及実績から30%以上*</b>向上させた<b>ZEH普及目標</b>を設定すること。 ※30ポイント以上。</li> <li>▶ 既存改修について、ZEH普及目標を設定すること。</li> </ul> </li> <li>2025年度のZEH普及実績を報告すること。</li> </ul> <p>(注) ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めない。 (注) <b>集合住宅は、ZEH普及目標及びZEH普及実績の対象外とすること。</b></p>
2	<p>2030年度のZEH普及目標及び2025年度のZEH普及実績について、下記のいずれかの方法で公表し、ZEHの実績を報告すること。（P22参照）</p> <p>&lt;公表方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社ホームページへの掲載</li> <li>・SIIが指定する様式への入力と提出※</li> </ul> <p>※SIIが指定する様式で公表する場合、消費者の求めに応じて表示できるように備えておくこと。</p>
3	ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。また、可能な限り上記2の公表内容とともに公表すること。
4	経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

(注1) ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。ただし、登録期間中は同一の単位を使用してください。

(注2) 建築件数は以下に沿って計上してください。ただし、登録期間中は同一の計上方法を採用してください。

- ・新築注文戸建住宅及び既存改修：受注、着工、完工のいずれか
- ・新築建売戸建住宅：販売予定又は販売した住宅戸数

(注3) 二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則っていただいて構いません。

ただし、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。

## 3-4. ZEHビルダー/プランナー登録の区分

### (1) 登録の単位

ZEHビルダー/プランナーの登録は、**原則として1事業者につき1登録**とします。ただし、グループ企業やフランチャイズなど、複数の事業者が消費者に対し事実上同一の主体として事業を行っている場合は、**グループ全体で1登録**※とします。

※ グループ全体で1登録とする場合は、ZEHビルダー/プランナー登録を申請する**本社・本店等**が当該組織を代表して登録手続きを行い、併せて配下となる**グループ網**の情報を以下のとおり登録してください。

- ・申請事業者と法人番号が異なる会社及び個人事業主のみグループ網に登録してください。
- ・支店など屋号が異なる場合でも、法人番号が同じ場合はグループ網への記載は不要です。
- ・グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません。

### (2) 住宅の種別による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、ZEH普及を推進する種別（「新築戸建住宅」/「既存改修」）を選択して登録します。※1※2

- 「新築戸建住宅」に関する目標は、新築注文戸建住宅と新築建売戸建住宅を対象として設定すること。
- 「既存改修」に関する目標は、断熱改修を含む住宅全体の工事※3を対象として設定すること。

※1 1事業者で、「新築戸建住宅」、「既存改修」の両方を登録することも可能です。

※2 「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方の区分を設定する場合、区分ごとに目標を設定してください（P14参照）。  
なお、それぞれの区分の目標数値を融通することはできません。

※3 既存改修のZEH普及目標・ZEH普及実績は、ZEH未満の住宅をZEHにする工事を対象としてください。

### (3) 「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択

申請者は、ZEHビルダー/プランナー登録にあたり、「ZEHビルダー」又は「ZEHプランナー」いずれかの名称を選択することができます。自社の業種（住宅施工・住宅設計・住宅販売等）に即した名称を選択してください。

(注) 「ZEHビルダー」として承認された事業者はZEHビルダー・マークのみ、「ZEHプランナー」として承認された事業者はZEHプランナー・マークのみ使用可能です。（P39参照）

#### (4) 事業者区分

申請者は、ZEHビルダー/プランナー登録にあたり、自社の事業規模や建築実績数に当てはまる「事業者区分」を選択してください。

No	事業者区分	定義
1	ハウスメーカー	全国各地に営業拠点を有するものであって、規格住宅を提供している事業者
2	デベロッパー	戸建住宅だけでなく、新築マンションの供給を行う事業者であって、集合住宅を中心に供給している事業者
3	大手・中堅ビルダー	以下のいずれか又は両方を満たす事業者 ① 新築建売戸建住宅の年間受託数が150件以上 ② 新築注文戸建住宅の年間受託数が300件以上
4	ビルダー・工務店	上記以外の事業者

(注) 登録申請又は継続登録の承認後は、原則、当年度中に事業者区分を変更することはできません。

## 3-5. ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報

ZEHビルダー/プランナー登録に申請する際は、以下の（１）～（３）をご準備の上、ポータルサイトより必要事項を入力してください。

### （１）ZEH事業計画

A) 2025年度の年間の住宅建築件数及びZEH受注の件数

- 選択している住宅の種別に応じた「新築戸建住宅」／「既存改修」いずれか又は両方についての住宅建築件数を報告してください。
- 内数としての報告が必要な住宅の種類については、以下の表の記載に則って内数として建築件数を報告してください。

No	住宅の種類	内数としての報告が必要な住宅の種類※ <sup>3</sup>	
		新築戸建住宅	既存改修※ <sup>4</sup>
1	『ZEH』の建築件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GX ZEH+</li> <li>• GX ZEH</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ZEH+改修               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ GX ZEH+</li> <li>➤ GX ZEH</li> <li>➤ Nearly GX ZEH</li> <li>➤ GX ZEH Oriented</li> </ul> </li> </ul>
2	Nearly ZEHの建築件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Nearly GX ZEH</li> </ul>	
3	ZEH Orientedの建築件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GX ZEH Oriented</li> </ul>	
4	ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅※ <sup>1</sup> の建築件数	—	
5	その他の一般住宅の建築件数※ <sup>2</sup>	—	

※<sup>1</sup> ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅とは、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減した住宅を指します。

※<sup>2</sup> 既存改修における「その他の一般住宅の建築件数」には以下の改修工事を計上してください。

- ZEH以上の住宅をZEH以上の住宅にする改修工事
- ZEH以上の住宅をZEH未達の住宅にする改修工事
- ZEH基準の水準の住宅をZEH基準の水準以下の住宅にする改修工事
- ZEH基準の水準未達の住宅をZEH基準の水準未達の住宅にする改修工事

※<sup>3</sup> GX ZEHシリーズの基準はP7～P8、ZEH+改修の基準はP9を参照してください。

※<sup>4</sup> 既存改修において、内数としての報告は以下の通りに行ってください。

- ZEH+改修の建築件数は、総建築件数の内数とする。
- GX ZEHシリーズの建築件数は、ZEH+改修の建築件数の内数とする。

### 3. ZEHビルダー/プランナー登録公募

B) 2025年度における都道府県別の住宅建築件数

C) 2030年度のZEH普及目標

- ZEH普及目標は、P14で定める基準に則った上で、選択している住宅の種別に応じて、「新築戸建住宅」／「既存改修」のいずれか又は両方について、設定してください。
- 内数として普及目標を任意で設定することが可能な住宅の種類は以下の表を参考としてください。

No	住宅の種類	内数として普及目標を任意で設定する住宅の種類※ <sup>3</sup>	
		新築戸建住宅	既存改修※ <sup>4</sup>
1	『ZEH』の普及目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GX ZEH+</li> <li>• GX ZEH</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ZEH+改修               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ GX ZEH+</li> <li>➢ GX ZEH</li> <li>➢ Nearly GX ZEH</li> <li>➢ GX ZEH Oriented</li> </ul> </li> </ul>
2	Nearly ZEHの普及目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Nearly GX ZEH</li> </ul>	
3	ZEH Orientedの普及目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>• GX ZEH Oriented</li> </ul>	
4	ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅※ <sup>1</sup> の普及目標	—	
5	その他の一般住宅の普及目標※ <sup>2</sup>	—	

※1 ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅とは、強化外皮基準への適合及び再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から20%削減した住宅を指します。

※2 既存改修における「その他の一般住宅の普及目標」には以下の改修工事を設定してください。

- ZEH以上の住宅をZEH以上の住宅にする改修工事
- ZEH以上の住宅をZEH未達の住宅にする改修工事
- ZEH基準の水準の住宅をZEH基準の水準以下の住宅にする改修工事
- ZEH基準の水準未達の住宅をZEH基準の水準未達の住宅にする改修工事

※3 GX ZEHシリーズの基準はP7～P8、ZEH+改修の基準はP9を参照してください。

※4 既存改修において、内数としての目標は以下の通りに設定してください。

- ZEH+改修の普及目標は、総建築件数の内数とする。
- GX ZEHシリーズの普及目標は、ZEH+改修の内数とする。

D) ZEH普及目標達成に向けた具体策

- ZEHの普及に向けた具体的な取り組み

## (2) 各種許可証・登録証の取得状況

以下の表の住宅の種別による区分と「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択内容に対応した検索ページで自社を検索の上、検索結果※をポータルサイトに添付してください。

名称	住宅の種別による区分	必要な許可証・登録証の確認先
ZEH ビルダー	新築注文戸建住宅 既存戸建住宅の改修	建設業者・宅建業者等企業情報検索システム 建設業者検索画面 <a href="https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do">https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do</a> (国土交通省)
	新築建売戸建住宅	建設業者・宅建業者等企業情報検索システム 宅地建物取引業者検索画面 <a href="https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do?outPutKbn=1">https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do?outPutKbn=1</a> (国土交通省)
ZEH プランナー	新築注文戸建住宅 既存戸建住宅の改修	建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム 建築士事務所検索画面 <a href="https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/jimusho?sortCol=rec_no">https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/jimusho?sortCol=rec_no</a> (一般社団法人日本建築士事務所協会連合会)
	新築建売戸建住宅	建設業者・宅建業者等企業情報検索システム 宅地建物取引業者検索画面 <a href="https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do?outPutKbn=1">https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do?outPutKbn=1</a> (国土交通省)  建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム 建築士事務所検索画面 <a href="https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/jimusho?sortCol=rec_no">https://csba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/jimusho?sortCol=rec_no</a> (一般社団法人日本建築士事務所協会連合会)

※ 検索結果が最新情報ではない場合、変更の申請を行っていることが分かる資料（変更届出書等）をPDFで提出してください。

(注1) ZEHビルダーとして「新築注文戸建住宅」、「既存戸建住宅の改修」の区分で登録を希望するが、上記の資格を有さない場合、住宅瑕疵担保責任保険の事業者届出証をPDFで提出してください。

(注2) 事業者届出証に代表者名・所在地の記載がない場合は、代表者名と所在地が確認できる書類を別途PDFで提出してください（履歴事項全部証明書、開業届等）。

### 3. ZEHビルダー/プランナー登録公募

#### (3) ZEH普及目標及びZEH普及実績の公表資料

ZEH普及目標及びZEH普及実績を自社ホームページ又はS I Iの指定様式にて公表してください。  
また、ZEH普及目標の達成に向けての具体的な普及策についても可能な限り公表してください。

##### 自社ホームページでZEH普及目標及びZEH普及実績を公表する場合

- 以下の2つの項目について、受注した住宅のうちZEHシリーズ※が占める割合を公表してください。
  - 2025年度のZEH普及実績[%]
  - 2030年度のZEH普及目標[%]

※『ZEH』、『Nearly ZEH』及び『ZEH Oriented』を合計して算出してください。

- 「S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索」と表記の上、ZEH WebのZEHビルダー/プランナー一覧検索ページ（<https://zehweb.jp/registration/builder/>）へのリンクを設置してください。

##### <公表内容の例>

ZEH普及実績がない年度は「0%」としてください。

ZEH普及実績		ZEH普及目標	
2025年度		2030年度	
新築	0%	新築	90%
既存	0%	既存	60%

単位は全て「%」で揃えてください。

2030年度のZEH普及目標は、新築/既存、それぞれ以下の基準で設定してください。

- 新築：90%以上又は2025年度実績+30%以上
- 既存：1%以上

住宅の種別による区分において、「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方を選択している場合は、**それぞれの区分ごと**にZEH普及実績とZEH普及目標を公表してください。

<S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索>

<ZEH普及目標の達成に向けて>

- を行って目標を達成します。

「S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索」と表記の上、ZEHビルダー/プランナー一覧検索ページへのリンクを設置してください。

##### S I I 指定様式を使用する場合

- S I Iの指定様式をZEH Webからダウンロードのうえ、2025年度のZEH普及実績と2030年度のZEH普及目標を入力して、PDFを作成し、ポータルサイトに添付してください。

(注) S I Iが指定する様式で公表する場合、消費者の求めに応じて表示できるように備えておく必要があります。

## 3-6. ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告

ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を年度ごとに報告してください。

No	報告内容	詳細
1	事業年度におけるZEHの割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録された住宅の種別による区分ごとに実績を分けて報告すること。</li> </ul>
2	事業年度における「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の割合	
3	事業年度における「その他の一般住宅」の割合	
4	No1・2・3の算出の根拠となる右記の件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度における以下の住宅建築件数               <ol style="list-style-type: none"> <li>『ZEH』、GX ZEH+、GX ZEHの建築件数</li> <li>Nearly ZEH、Nearly GX ZEHの建築件数</li> <li>ZEH Oriented、GX ZEH Orientedの建築件数</li> <li>「ZEH基準の水準の省エネルギー性能を確保した住宅」の建築件数</li> <li>「その他の一般住宅」の建築件数</li> <li>既存改修を選択している場合、ZEH+改修の建築件数</li> </ol> </li> <li>(注) 建築件数の単位(件数、戸数、軒数)は、ZEHビルダー/プランナー登録時の単位と同じものを用いること。</li> </ul>
5	都道府県別の住宅建築件数	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業年度における都道府県別の住宅建築件数</li> </ul>
6	ZEHの普及に向けて行った取り組み内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポータルサイトの指示に従って報告すること。</li> </ul>

(注1) 政府は、ZEHビルダー/プランナーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、あらかじめご了承ください。なお、この場合において、報告された情報は、個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

(注2) ZEHビルダー/プランナー登録時に設定したZEH普及目標を達成していなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダー/プランナーの登録を取消したり、補助金の返還を求めることはありません。ただし、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。

(注3) 報告内容のうち、「No.1 事業年度におけるZEHの割合」については、毎年度の公募要領の指示に従って、自社ホームページ又はS I Iの指定する様式で公表してください。No.2～6について、自社ホームページ又はS I I指定様式で公表することは任意とします。

# 4. ZEHビルダー/プランナー登録申請

## 4-1. ZEHビルダー/プランナー登録申請の公募～公表

継続登録を行う事業者は、P 2 8以降を参照してください。

## 4. ZEHビルダー/プランナー登録申請

## 4-1. ZEHビルダー/プランナー登録申請の公募～公表

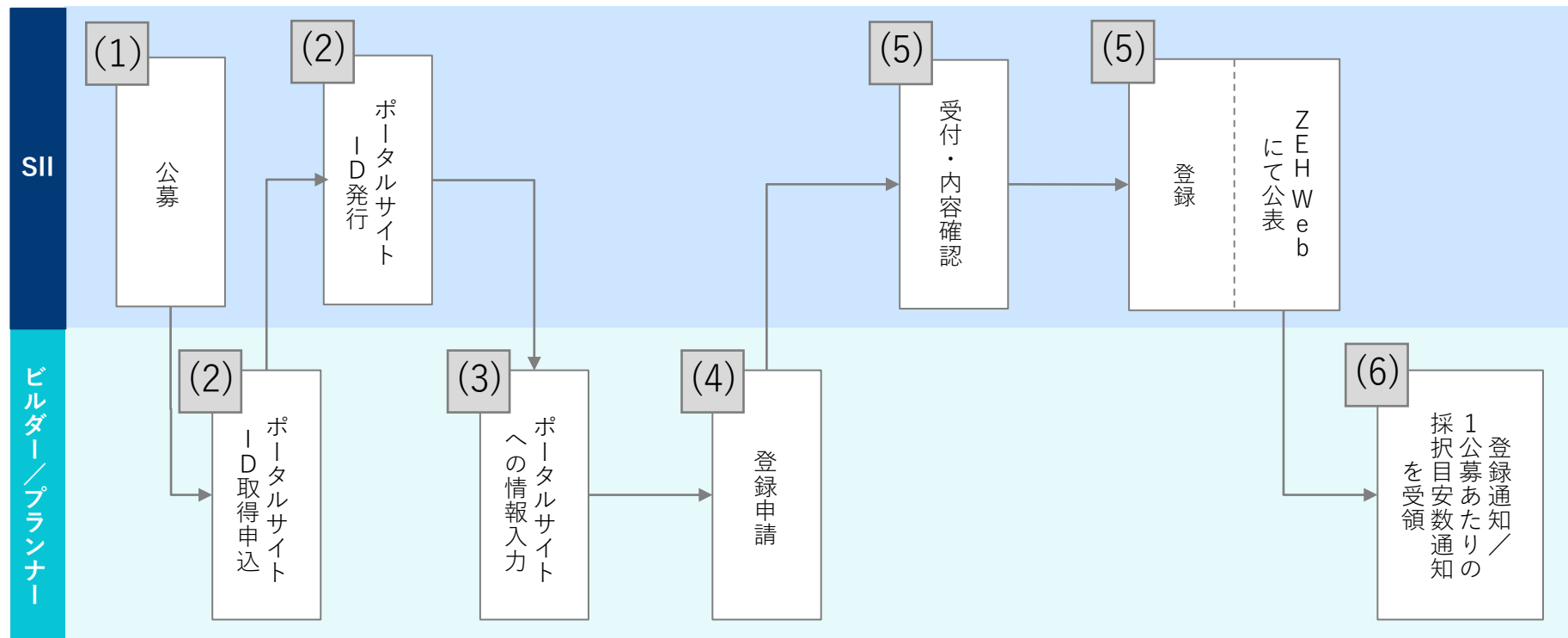
ZEHビルダー/プランナー登録申請の公募から公表までは、以下の流れに沿って行います\*。(P26～P27参照)

ZEHビルダー/プランナー登録の申請は、ポータルサイト及び電子メールの送受信環境を利用して行います。

※令和7年度にZEHビルダー/プランナーに新規で登録した場合又は令和7年度に実績報告を行い承認を受けている場合、継続登録の手続きを行ってください。

(P29～P31参照)

## ZEHビルダー/プランナー登録申請の公募～公表まで



※ 図中の付番はP26～P27の付番と連動しております。

### (1) 公募

S I I は以下の期間にZEHビルダー/プランナー登録申請を公募します。

**2026年 4月13日(月) ～ 2027年 1月22日(金) 17時締切**

(注) ポータルサイトへの入力内容や添付資料に不備等がある場合は、ZEHビルダー/プランナーとして登録・公表はできません。

### (2) ポータルサイトID取得申込～ID発行

ZEHビルダー/プランナーの登録申請を行うためのポータルサイトのID取得申込を以下の期間で受け付けます。

**2026年 4月13日(月) ～ 2027年 1月15日(金) 17時締切**

1. ZEH WebからID取得の申込手続きを行ってください。
2. ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報(ID・パスワード)が通知されます。

(注) 登録申請資料の直接持ち込み、郵送、FAX、電子メールでの受付は行っていません。

### (3) ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているポータルサイトのURLにアクセスし、取得したID・パスワードでログイン後、必要事項を入力してください。

(注) ID取得及びポータルサイトでの手続きの詳細はZEH Webに掲載のマニュアルを参照してください。

掲載ページ：<https://zehweb.jp/registration/builder/public.html>

### (4) 登録申請

ポータルサイトに必要事項を入力後、P21～P22に記載の各資料をポータルサイトに添付の上、申請してください。

(注1) 申請内容に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

(注2) 添付資料一式は必ず副本(データ)を控えとして手元に残してください。

**(5) 受付・内容確認～ZEH Webにて公表**

S I I は、公募期間中に申請されたZEHビルダー/プランナー登録申請の内容について確認を行い、適正であると認めた申請者をZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）に登録された事業者として、下記の公表日にZEH Webにて公表します。

公表回	提出期日	公表日
第1回	2026年 4月17日（金）17時締切	2026年 5月 8日（金）
第2回	2026年 5月13日（水）17時締切	2026年 5月29日（金）
第3回	2026年 6月10日（水）17時締切	2026年 6月26日（金）
第4回	2026年 7月15日（水）17時締切	2026年 7月31日（金）
第5回	2026年 8月12日（水）17時締切	2026年 8月28日（金）
第6回	2026年 9月 9日（水）17時締切	2026年 9月30日（水）
第7回	2026年10月14日（水）17時締切	2026年10月30日（金）
第8回	2026年11月11日（水）17時締切	2026年11月27日（金）
第9回	2026年12月 9日（水）17時締切	2026年12月25日（金）
第10回	2027年 1月13日（水）17時締切	2027年 1月29日（金）
第11回	2027年 1月22日（金）17時締切	2027年 2月26日（金）

**（注）公表に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。**

**(6) 登録通知**

S I I での確認が完了し、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー/プランナー登録決定及び1公募あたりの採択目安数を通知します。（P37参照）

確認結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

# 5. ZEHビルダー/プランナー継続登録

- 5-1. ZEHビルダー/プランナー継続登録
- 5-2. ZEHビルダー/プランナー継続登録の公募～公表
- 5-3. ZEH普及目標とZEH普及実績の公表資料

登録申請を行う事業者は、P24～P27を参照してください。

## 5-1. ZEHビルダー/プランナー継続登録

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）に登録していた事業者は2025年度の実績報告を行う必要があります。その中で、以下に該当する事業者は、継続登録を行うことでZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）へ登録を移行することができます。ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）へ登録を移行する場合、2025年度の実績報告は、継続登録において行います。

- 令和7年度にZEHビルダー/プランナーに登録された事業者
- 令和7年度にZEHビルダー/プランナー実績報告を行い、SIIから承認を受けた事業者

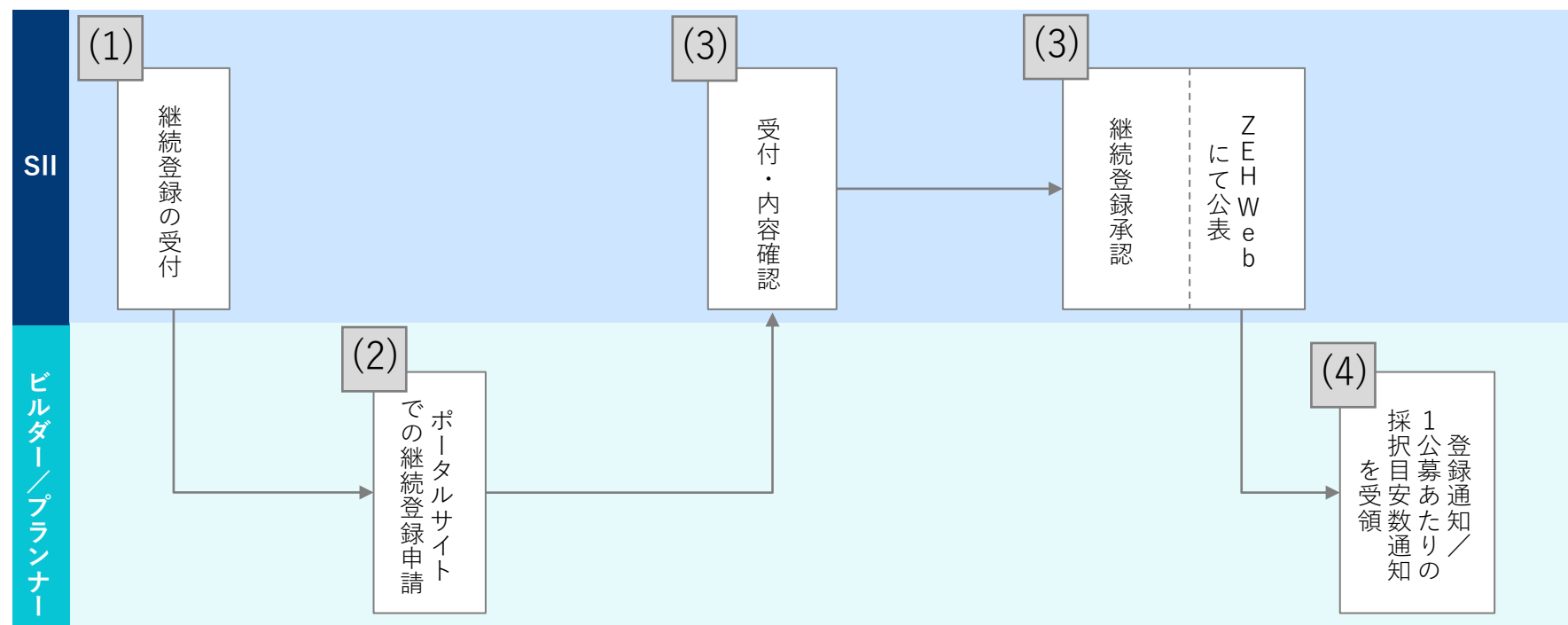
（注）上記に該当する事業者は、ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）で使用したIDで継続登録を行ってください。

## 5-2. ZEHビルダー/プランナー継続登録の公募～公表

継続登録の公募から公表までは、以下の流れに沿って行います。（P30～P31参照）

継続登録の申請は、ポータルサイト及び電子メールの送受信環境を利用して行います。

### ZEHビルダー/プランナー継続登録の公募～公表まで



※ 図中の付番はP30～P31の付番と連動しております。

### (1) 継続登録の受付

S I I は以下の期間に継続登録を公募します。

**2026年 4月13日（月）～2026年 6月26日（金） 17時締切**

### (2) ポータルサイトでの継続登録申請

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）で取得済みのIDでポータルサイトにログインし、必要事項を入力の上、申請してください。

（注1）ポータルサイトでの継続登録申請の手続きについての詳細はZEH Webに掲載のマニュアルを参照してください。

掲載ページ：<https://zehweb.jp/registration/builder/report.html>

（注2）添付資料一式は必ず副本（データ）を控えとして手元に残してください。

### (3) 受付・内容確認～ZEH Webにて公表

S I I は、継続登録の受付期間中に申請された継続登録申請の内容について確認を行い、適正であると認めた申請者をZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）に登録された事業者として下記の公表日にZEH Webにて公表します。

公表回	提出期日	公表日
第1回	2026年 4月24日（金） 17時締切	2026年 5月29日（金）
第2回	2026年 5月29日（金） 17時締切	2026年 6月26日（金）
第3回	2026年 6月26日（金） 17時締切	2026年 7月31日（金）

（注）公表に関する個別の問い合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

### (4) 登録通知

S I I での確認が完了し、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）への継続登録を承認した旨及び1公募あたりの採択目安数を通知します。（P37参照）

確認結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

## 5-3. ZEH普及目標とZEH普及実績の公表資料

S I Iへ提出するZEH普及目標及びZEH普及実績に基づき、以下のとおり、自社ホームページ又はS I Iの指定様式にて2030年度のZEH普及目標及び2025年度のZEH普及実績を公表してください。

また、ZEH普及目標の達成に向けての具体的な普及策についても可能な限り公表してください。

### 自社ホームページでZEH普及目標及びZEH普及実績を公表する場合

- 以下の2つの項目について、受注した住宅のうちZEHシリーズ※が占める割合を公表してください。

- 2030年度のZEH普及目標[%]
- 2025年度のZEH普及実績[%]

※『ZEH』、「Nearly ZEH」及び「ZEH Oriented」を合計して算出してください。

- 「S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索」と表記の上、ZEH WebのZEHビルダー/プランナー一覧検索ページ(<https://zehweb.jp/registration/builder/>)へのリンクを設置してください。

#### <公表内容の例>

ZEH普及実績がない年度は「0%」としてください。

住宅の種別による区分において、「新築戸建住宅」と「既存改修」の両方を選択している場合は、**それぞれの区分ごと**にZEH普及実績とZEH普及目標を公表してください。

	ZEH普及実績	ZEH普及目標
	2025年度	2030年度
新築	0%	90%
既存	0%	60%

単位は全て「%」で揃えてください。

2030年度のZEH普及目標は、新築/既存、それぞれ以下の基準で設定してください。

- 新築：90%以上又は2025年度実績+30%以上
- 既存：1%以上

#### <S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索>

<ZEH普及目標の達成に向けて>

- を行って目標を達成します。

「S I I ZEHビルダー/プランナー一覧検索」と表記の上、ZEHビルダー/プランナー一覧検索ページへのリンクを設置してください。

### S I I指定様式を使用する場合

- S I Iの指定様式をZEH Webからダウンロードのうえ、2025年度のZEH普及実績と2030年度のZEH普及目標を入力して、PDFを作成し、ポータルサイトに添付してください。

(注) S I Iが指定する様式で公表する場合、消費者の求めに応じて表示できるように備えておく必要があります。

# 6. 注意事項

6-1. 注意事項

6-2. 個人情報の取得と利用について

## 6-1. 注意事項

ZEHビルダー/プランナーの登録申請を行う者及び登録済みのZEHビルダー/プランナーは以下の点にご注意ください。

- S I Iが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は、必ずこれに協力してください。
- **S I Iは以下の場合、ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）における登録を抹消することができるものとします。**
  - ・ 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合
  - ・ 正当な理由なく実績報告を行わない場合
  - ・ 2年連続して実績報告の完了に至らなかった場合
  - ・ 過年度におけるZEH普及実績の割合の公表を行わない場合
  - ・ 虚偽の実績報告を行った場合
  - ・ ZEH普及に向けた活動を全く行っていない場合
  - ・ S I Iが執行する補助事業において、虚偽の申請や実績報告、その他不正な行為があったとS I Iが認める場合
  - ・ その他ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合
- **また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によりZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合、S I Iはその旨を公表し、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取消しや、既に支払った補助金の返還を求めることがあります。**
- ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、速やかにS I Iにその旨を報告し、その指示に従ってください。
- 登録決定後の自己都合による登録の取下げは原則認められません。
- ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）期間中に登録の抹消又は、やむを得ない理由によって取下げになった場合、ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）へ再登録することはできません。

## 6-2. 個人情報の取得と利用について

### 1. 個人情報の取得について

S I Iは執行する令和8年度 既築住宅のZ E H+改修実証支援事業及び令和8年度 Z E H支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関わるZ E Hビルダー/プランナー登録のため、以下「2.」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「3.」に記載する利用目的で利用し、「5.」に記載する範囲・目的で提供することに、事業者は同意するものとします。

S I Iの個人情報保護方針はZ E H W e bにて掲載しているプライバシーポリシー (<https://zehweb.jp/privacy/>)をご確認ください。

### 2. 取得する情報

S I Iは、Z E Hビルダー/プランナー登録開始から本事業の実施期間にわたり、以下の情報を取得します。

- ①名称、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、役職等の登録事業者情報
- ②Z E H普及目標、Z E H普及実績、Z E Hの普及に向けた取り組み等の情報
- ③その他、本事業に必要な情報

なお、登録事業者等がS I Iに提供する上記の情報に、コンソーシアム事業者情報等、登録事業者が自ら取得した個人情報が含まれる場合、S I Iへの提供及びS I Iから国等への提供に対して適切な同意を取得するものとします。

### 3. 利用目的

S I Iは「2.」で取得した情報を以下の目的で利用します。

- ①Z E Hビルダー/プランナー登録の審査、管理、連絡
- ②Z E Hビルダー/プランナー登録以降の本事業の申請、審査、管理、事業進捗状況の把握
- ③S I Iの各種情報案内、アンケート・調査の実施
- ④国の省エネを目的とした調査・研究
- ⑤その他、本事業の運営に必要な業務

### 4. 第三者への提供について

S I Iは「2.」で取得した情報を、以下の場合及び「5.」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。

提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。

- ①法令により提供を求められた場合
- ②人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 6. 注意事項

### 5. ZEHビルダー/プランナー登録における提供先及び提供情報について

ZEHビルダー/プランナー登録では、以下の表に示す提供先、利用目的で取得情報※1を匿名加工は行わずに提供します。各提供先にZEHビルダー/プランナー登録で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等の明示を行います。

提供先※2	利用目的	提供情報	提供方法
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の申請状況・効果分析</li> <li>その他ZEH普及に資する調査・研究</li> </ul>	2. ①②③	メール、Webストレージ、印刷物
一般	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録事業者名、登録番号の確認</li> <li>本事業の間接補助事業に係る公募</li> <li>その他ZEH普及に資する調査・研究</li> <li>その他連携事業</li> </ul>	登録事業者の名称、登録番号、2. ②③	SIIのHPへの掲載、申請システム、印刷物、公表資料

※1 氏名、電話番号等の直接的な個人情報を含まない場合でも、1：1で紐づく情報は個人情報として扱います。

※2 「8.」に示すSIIの外部委託先は除きます。

### 6. 匿名加工情報の提供について

本事業では、SIIのホームページ等で省エネルギー・省CO2分野におけるZEH普及のさらなる向上に寄与することを目的として「2.」で取得した情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、外部へ提供する場合があります。提供時には、利用目的を明示し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。SIIの匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。  
[https://sii.or.jp/anonymous\\_processing/index.html](https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html)

### 7. 個人情報提供の任意性

個人情報が提供されない場合、利用目的を遂行できないことがあります。

### 8. 外部委託

SIIは「2.」で取得した情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社等へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがあります。委託会社等に対しては、適切な管理及び保護を行います。

### 9. 開示請求等について

SIIが保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。

<相談窓口> 一般社団法人 環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 [p-support@sii.or.jp](mailto:p-support@sii.or.jp)

# 7. 本年度の補助事業に係る情報

## 7-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

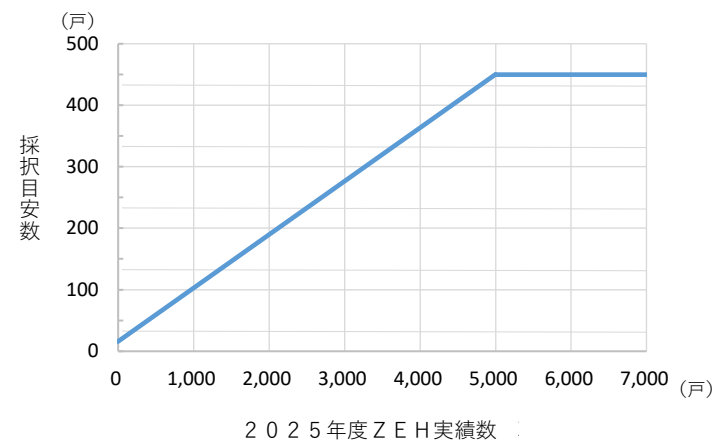
## 7-1. ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

S I I は、登録されたZEHビルダー/プランナーごとに2025年度のZEH普及実績に応じた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。

各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。

### 環境省による「令和8年度 ZEH支援事業」における1公募あたりの採択目安数算出方法

2025年度 ZEH実績数	一公募あたりの採択目安数
0以上5,000未満	$(2025年度 ZEH実績数 \times 0.26 + 50) \div 3$
5,000以上	450



(注1) 小数点以下は切り捨てとします。

(注2) 採択目安数は当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

# 8. 関連情報

8-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて

8-2. ZEHマークについて

## 8-1. ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）に登録された事業者は、  
選択した登録名称区分に応じたマークを使用できます。

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークには、ZEHビルダー/プランナーごとに付与されているZEHビルダー/プランナー登録番号が記載されます。

（注）ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー登録番号を外しての使用はできません。

### （1）ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用目的

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）に登録されたZEHビルダー/プランナーが、販促・宣伝等の活動を行う際に、ZEHビルダー/プランナーである旨を示すことを目的として、マークを使用できます。

なお、上記で示した目的外の使用は禁止します。（P40参照）

#### 使用例

社員の名刺、ホームページ、広告媒体、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサイン等

ZEHビルダー・マークのサンプル



ZEHプランナー・マークのサンプル



## (2) ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークのダウンロード方法

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ポータルサイトから随時ダウンロードできます。

### ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークのダウンロード方法

#### Step 1

#### ポータルサイトにアクセス



- ポータルサイトにアクセスします。  
(ZEHビルダー/プランナー登録申請又は継続登録時に使用したID・パスワードでログインしてください。)

#### Step 2

#### ポータルサイトからダウンロード



- ポータルサイト上の登録情報画面にアクセスして、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークをダウンロードしてください。

## (3) ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に関する注意

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用する際は、「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用許諾規程」及び「ZEHビルダー・マーク使用ガイドライン」又は、「ZEHプランナー・マーク使用ガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

- (注) 利用条件に反してZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用停止を通知する場合があります。  
その際はZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを削除し、使用を停止してください。

## 8-2. ZEHマークについて

ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ3）に登録されたZEHビルダー/プランナーは、ZEHマークを使用できます。

ZEHマークは、使用用途によって対象者及び使用条件が異なりますので、「ZEHマーク使用許諾規程」を必ず確認し、これを順守してください。

### (1) ZEHマークのダウンロード方法

ZEHマークは、ポータルサイトから随時ダウンロードできます。

ZEHマークのサンプル



#### ZEHマークのダウンロード方法

##### Step 1

##### ポータルサイトにアクセス



- ポータルサイトにアクセスします。  
(ZEHビルダー/プランナー登録申請又は継続登録時に使用したID・パスワードでログインしてください。)

##### Step 2

##### ポータルサイトからダウンロード



- ポータルサイト上の登録情報画面にアクセスして、ZEHマークをダウンロードしてください。

### (2) ZEHマークの使用に関する注意

ZEHマークを使用する際は、「ZEHマーク使用許諾規程」及び「ZEHマークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

(注) 利用条件に反してZEHマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHマークの使用停止を通知する場合があります。

その際はZEHマークを削除し、使用を停止してください。

# 9. よくあるご質問

ZEH Webでは「よくあるご質問」を公開しておりますので、ご確認ください。

よくあるご質問 <https://zehweb.jp/registration/builder/faq.html>



### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（S I I） Z E H事務局

TEL：03-5565-4081

※ 受付時間は、10：00～17：00です（土日祝日を除く）。

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。